

身延中学校 部活動に係る活動方針

I. 部活動の目的

- (1) スポーツや文化活動に親しみ、生涯にわたり心豊かな生活を送る資質や能力を育てる。
- (2) 技術や能力の向上をめざし、心身ともにたくましく健康な身体をつくる。
- (3) 異年齢集団での自主的・自発的な活動を通して社会性を身につけ、人間関係形成・社会形成能力を高め、民主的で自治的な集団を育成する。

II. 部活動の位置づけ

- (1) 全員入部制を原則とし、全教職員で指導に当たる。
- (2) 複数指導体制や練習場所の確保の観点から、次の部活動を設置する。

柔道（男女）	野球（男女）	男子ソフトテニス	女子ソフトテニス	男子バドミントン
女子バドミントン	女子バレーボール	吹奏楽（男女）	文化（男女）	

- (3) 生徒会活動として位置づけ、他の活動とのバランスを図りながら活動を推進する。
- (4) 活動は定められた活動日・活動時間の範囲内で計画的・効果的に行う。
- (5) 他の生徒会活動や教育活動・地域の活動が重複した場合には、教育内大会2週間前を除き、他の活動を優先させる。

「教育内大会」	運動部：選手権大会・総合体育大会・新人大会
	吹奏楽部：吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテスト

III. 部活動の所属・変更

- (1) 全員入部制を原則とするが、学校外で生涯学習関係団体等に所属し部活動を行うことが困難な場合には、入部しないことを認める。（その場合には届を提出し、校長との面談を実施し、許可を得る。）
- (2) 1年生については、4月中は仮入部期間とし、5月に入部届を提出するまでは所属の変更ができる。
- (3) 入部した部活動は、最高学年までその部に所属することを原則とするが、やむを得ない理由で活動を継続できない場合は、顧問及び学級担任と相談の上、所属する部を変更することができる。
- (4) 希望がある場合には、空手・剣道等の競技については特設部として教育内大会に参加できる。ただし、引率等学校としての対応が可能な場合に限る。

IV. 活動日・活動時間

- (1) 生徒の健康管理及び教員の勤務時間管理の観点から、学期中は週当たり2日以上 の休養日を設ける。（平日月曜日を原則とする1日＋土日のいずれか）
 - * 年間の活動計画並びに毎月の活動計画に沿って活動を行う。
 - * 週休日・休日における年間の指導回数は、70日以内を厳守する。また、家庭や地域の行事がある場合は、それを優先する。
 - * 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
 - * 週休日・休日の練習試合などの特別な場合は、終日の活動を認める。
- (2) 休業日は、スクールバスの運行日に合わせて活動を行う。また、練習試合等で遠征する場合には、保護者負担軽減のため、できるだけ庁用バスを利用する。
- (3) 早朝練習については、顧問の指導の下、7：45から実施することができる。ただし、

- 1 1月下旬から2月末日まではスクールバスが運行されないため、行わない。
- (4) 活動終了時刻は下校時刻15分前を原則とし、完全下校時刻を遵守する。
- (5) 週休日・休日の活動については事前に活動計画を提出する。練習試合等で遠征する場合には、校長の許可を得る。
- (6) 長期休業（夏・冬・春）中は、スクールバスの運行に合わせて活動できる。ただし、家庭や地域の行事がある場合は、それを優先する。

V. 活動日・活動時間の例外

- (1) 教育内大会2週間前の週休日は、両日とも活動してもよい。
- (2) 週休日・休日の活動が半日を超える場合には、校長の許可を得る。
- (3) 特別な事情で活動日・活動時間の例外的措置が必要な場合には、校長の許可を得るとともに、全教職員に対しても周知する。

VI. 活動の休止

- (1) テスト前は次の期間、早朝練習も含め活動を停止する。

・ 中間テスト：3日前～ ・ 期末テスト：5日前～ ・ 領域別テスト：1日前～

- (2) 学校閉庁日には、活動を停止する。

学校閉庁日：8月13日～14日、学校創立記念日（11月16日）
県民の日（11月20日）

- (3) 次の日も、活動を停止する。

・ 年度始め休業日（4月1日～3日） ・ 学園祭前の一定期間
・ 年末年始の休日（12月29日～1月3日）

VII. 保護者との連携

- (1) 保護者の理解を得ながら活動をすすめるために、年度はじめに保護者に対して、各部ごとに運営方針や年間の活動計画等を伝える。
- (2) 保護者会を組織・運営する場合には事前に校長に申し出た上で、適切な時期に保護者会を開催することができる。その場合、保護者会に関する規定・会費などは校長の承諾を得た後、民主的な手続きを踏まえて別に定めることができる。
- (3) 部活動にかかる費用は、部活動が教育活動の一環であることを踏まえ、保護者負担は最小限に抑える。

協会等を通じてのTシャツ等の販売、部ごとのウェア等の購入は、事前に校長の承諾を得るとともに、強制はしない。

VIII. その他

- (1) 活動時の服装は、学校指定の制服・ジャージを基本とする。ただし、ユニフォームや練習着・小中体連等で購入した服装・ステージ用衣装など、顧問が必要と認めた場合は、それを着用することができる。
- (2) 生徒会が定める「部活動規定」に則り、生徒の自治的活動としての側面を大切にしながら、指導する。
- (3) 必要に応じて、外部指導者を置くことができる。（部活動指導員等）
- (4) 本規定はもとより、「やまなし運動部活動ガイドライン」などに沿って、活動を推進する。